

第七回国会 郵政委員會議録 第二一號

CH111D

昭和二十五年三月三日(金曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 石原 登君

委員 宇田 恒君 理事 大和田義榮君

理事 風間 啓吉君 理事 加藤隆太郎君

理事 白井 佐吉君 理事 松本六太郎君

東井三代次君 原 健三郎君

平島 良一君

出席國務大臣

郵政大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

郵政事務次官 坪川 信三君

郵政事務官(簡易保険局長) 金丸 徳重君

委員外の出席者

郵政事務官(貯金局長) 齊藤信一郎君

(貯金局長) 專門員 稲田 穰君

二月二十三日

西村久之君が議長の指名で委員に補欠選任された。

二月二十七日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)(参議院送付)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

同月二十三日

通信従業員の養費全額国庫負担の請願(刈田アサノ君外二名紹介)(第九七九号)

箱石郵便局に集配事務開始の請願(山本猛夫君紹介)(第一〇〇九号)

秦野町に特定郵便局設置の請願(小

金義昭君外一名紹介)(第一〇七三号)

三月一日

室田郵便局職員の復職に関する請願(田島ひで君紹介)(第一一四七号)

川内村小川字下小川に無集配郵便局設置の請願(飯塚定輔君紹介)(第一一七五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)(参議院送付)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)(参議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八八号)(参議院送付)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九四号)(参議院送付)

○石原委員長 これより會議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、審査に入ります。まず政府より提案理由の説明を求めます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第

百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中第一号から第五号までを次のように改め、同條第二項中「第五号」を「第二号及び第五号」に改める。

一 国及び地方公共団体

二 土地改良区、土地改良区連合、水害予防組合、水害予防組合連合及びこれらに準ずる団体

三 国立、公立又は私立の学校及び宗教法人

四 労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八條第二項の職員の組合その他の団体

五 育児院及びこれに準ずる慈善団体並びに健康保険組合及びこれに準ずる相互扶助団体が営利を目的としないもの

第三十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

預金者が、その責に帰すべきからざる事由に因り、前項の有効期間内に拂もどし金の拂渡の請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数についても、同様とする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項中「第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものを」を「第二項の用紙」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

加入者又は受取人が、その責に帰すべきからざる事由に因り、前項の有効期間内に拂出金の拂渡又はもどし入れの請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第十六條に規定する場合において拂出金の拂渡を延期したため経過した日数についても、同様とする。

第五十一條第二項を次のように改める。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條中「恩給金庫」を「国民金融公庫」に改める。

第六十二條第一項中「二円」を「五円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

日から施行する。但し、第五十三條の改正規定は、昭和二十四年六月一日から適用する。

○小澤國務大臣 ただいま議題と相なりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益を保護するために、郵便貯金の拂いもどし証書の有効期間について必要な改正を行うとともに、土地改良法の制定等に伴う規定の整備を行おうとするものでありますが、以下その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、拂いもどし証書の有効期間についての改正であります。御承知のように郵便貯金制度におきましては、たとえば貯金の全部拂いもどしをする場合には、一応郵便貯金通帳に記載されている貯金現在高に相当する現金のみを郵便局で受取り、貯金利子でまだ通帳に記載されていないものに対しては、後日貯金原簿を保管する地方貯金局の発行する拂いもどし証書の送付を受けて、この証書と引きかえに郵便局でその拂渡しをすることとなつておりますが、この拂いもどし証書の有効期間は、現在の規定では特に交通不便の地域でない限り、すべて一律にその発行の日から二箇月となつておりまして、もし預金者がその期間内にその証書による拂いもどし金の拂渡しの請求をしなかつたときは、十円の料金を納めて、証書の再交付を受けなければ

ばならないことになっております。もとよりこの規定は、通常の状態においては別段の支障を生ずることもないのではありませんが、たとえば証書の送達が何かの原因で遅延したような場合等、預金者の責に帰することのできない事由によつて、証書の有効期間内における拂渡しの請求ができなかつた場合において、この規定を適用することは、預金者に対して酷に失することとなりますので、このような場合には、その事故の存続する日数は、証書の有効期間に算入しないことに規定を改めて、預金者の不利益を救済したいと存するものであります。

次に第二の改正は、郵便貯金の総額制限の適用を受けない公共団体等の名称の読みかえであります。御承知のように水利組合、耕地整理組合、北海道土功組合等の公共団体は、郵便貯金の総額制限の適用を受けないことに規定されておりますが、先般土地改良法の制定等によりまして、耕地整理法、北海道土功組合及び水利組合法の改廃、並びに既存の関係事業及び諸団体の切りかえ、または整理が行われしただけに伴いまして、この規定の形式上の整備を行いたいと存するものであります。

以上がこの法律案の内容であります。が、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

さらにただいま議題に供されました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の、提案理由を御説明申し上げます。

郵便振替貯金制度は、郵便貯金の一態様として、明治三十八年に制定され

ました郵便貯金法中に規定されておりました。第一回国会において新たに郵便貯金法が制定されたに伴い、昭和二十三年六月に現行の郵便振替貯金法が制定されたのでありまして、その後順調に実施されておりましたが、前と同様に確実な送金及び決済の手段として、その機能を十分に發揮いたしておるものであります。従いまして今回御審議をお願いいたします改正案も、制度の本質に変更を加えるものではなく、利用者の利益の保護と事業経営の合理化をはかるため、規定の一部を修正しようとするものであつて、その一は、振替貯金制度の利用者の利便を増進し、またその利益を保護するため、現行第二十七條及び第四十八條を改正いたしました。用紙供給の關係から売却しを停止してあります。振替貯金の拂渡し用紙の流通し制度を復活し、また拂出し証書の有効期間を超過した後で拂渡し、またはもし入れの請求があつた場合において、その期間の経過が加入者または受取人の責によらない事由によるものについては、その事由により請求ができなかつた日数は、拂出し証書発行の日より二箇月となつておりますが、証書の有効期間に算入しないこととしたそうとするものであります。

その第二は、取扱料金及びその徴收方法の適正化と、事業の合理的運営をはかるため、第五十一條及び第六十二條を改正しようとするものであります。その内容は簡易生命保険の保険料、または郵便年金の掛金を振替貯金から簡易生命保険、または郵便年金特別会計に移しかえる料金は、現在加入者から徴収することになつてゐるので

ありますが、これを簡易保険局において納付することに改め、また地方公共団体に拂込む公金の拂込み料金は、取扱料金等から考え、五円に引き上げようとするものであります。以上御説明申し上げました規定の整備によりまして、国民の円滑な経済活動に資することを期待いたしておりますので、これ等の点を御了承の上、何とぞ十分御審議されまして、すみやかに御賛成くださらんことを切望いたします。次第であります。

○石原委員長 それではただいま議題となつております本案に合せまして、前に提案されております簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便為替法の一部を改正する法律案の各案を議題として審査を進めます。質疑を許します。白井君。

○白井委員 二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。その第一は、今年の二月二十九日の神奈川新聞に掲載せられました横濱郵便局貯金課の外事係が犯した背任、横領、その他それに関連する事実であります。それによつて、当時報道せられておりますごとき内容が事実でありましたとしても、その国家に與えた損害は大体二百万円に達するものであります。その二百万円を問題にするといふことよりも、まず国民の最も信頼できる貯蓄機關の對象たる郵便局の存在が、こうした事柄によつて一般大衆の心理にどういふような影響を與えるかという点を、重視しなければならぬと思ひます。ことに昨年六月以来郵政監察制度の実現を見まして以後におきましては、著しくその方

面の監察の度合いが強化されておるといふ事實は認めざるを得ないのであります。往々にして、連日の新聞紙を見てもあります。各地にそうした大同小異の問題が発生しておるといふようなことも、その記憶にあるわけなのであります。この事實に對しまして、当局はどのような態度に出ておられますか。その点をまず第一にお聞きしたいと思ひます。

次に、簡易生命保険の問題であります。今日簡易生命保険は、その独占性を離れて、最も一般的企業形態の面において、維持運営されておると思ひます。ところで二十四年六月一日以降に効力が発生した契約が、二十一年の十月にさかのぼるといふことになるならば、その間における契約高を倍額をもつて支拂いするといふことにつきましては、それに要するところの費用及び財源といふものはいかにするか。またことに日本脳炎等をも加えて全額を支拂いするといふことになるならば、そこに相當の支出が行われるのではないかとはいふようにも考えられるわけなのであります。しかもまた一面には、この契約高が現行法におきましては五万円といふことに最高が限定されておりますが、一般民間の企業におきましては、二十万円まではほとんど無審査の状態において、契約が締結されるといふことを聞いておるのであります。そのうち、ここに一方簡易生命保険はその独占性を失ひ、きわめて自由な立場に置かれて、それだけまた民間企業がその方面に侵入して来るというおそれがあるのではないかと。この場合に、この五万円を十万円とか、あるいは十五万であるとかいふ

ようなものに契約最高額を改めて、そして一般の会社と太刀打ちできるような態勢に導くといふことが、必要ではないだらうかといふようなことも考えられるわけなのであります。これらについての当局の御意見をまず伺いたいと思ひます。まずそれについてお伺ひして、またあとでさらに伺ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 白井君にお答えしますが、御指摘のように、最近郵便事業に對する犯罪が激増いたしておりますことは、まことに遺憾なことでありまして、またわれわれの責任も非常に痛感いたしておるのであります。お話のように最近新しい監察制度を持つて、その妙を得た監察振りを發揮いたしておるのであります。従前よりは犯罪の発見日時、あるいは件数等も非常に早く、よく発見されつつあることは、この制度のよいところでありまして、ただ私どもは、お話のように、ただ監察制度で発見した犯罪者を処分したといふだけでは、何らの意味もないのであります。私どもは、一つの犯罪がありますれば、監察から詳細の報告を求めまして、その報告の内容によつて、爾後再びこうした犯罪が繰返されないように、制度の改廃ということを常に考慮して行かなければならぬといふ方針によりまして、一つの犯罪が検挙され、また監察から報告が参りますと、常に省議を開きまして、その跡始末といふものを次から次につけて行く。また法規等の改廃を要する点は、法規の改廃をいたす。また事務の整理方法について欠陥があるものには、その欠陥を改めて行くといふような方針で最近進んであります。しかしながら

出て来る犯罪の形が、犯罪ごとに非常に違つておられるので、しかもその犯罪を行う人は大体内部に多いのであります。なにか、巧妙な、新しいやり方で犯罪をいたしておられるのですから、思うようにそれを防止することができないようになっておりますが、しかし今申し上げました通り、監察の制度によつて、一つの事故というものがあれば、その責任を問うというだけではなくして、今後こうした事件が二度と起きないような、法制あるいは事務に改善を加えて行きたいと思つております。しかしながら一方犯罪がありましても、もし一般国民のうちに、その犯罪によつて何人が損害をこうむる場合には、もちろん政府で責任を負つて賠償をいたしておられますから、一般国民諸君にその犯罪のために損害をかけるというようなことは、全然ないつもりでおります。また一方犯罪者に対しては、極力賠償を求めまして、国庫の負担が少しでも増大しないような方策を講じつつあるような次第であります。いづれにいたしましても、こうした傾向ははなはだ遺憾な問題でありますから、今後さらに十分の留意をいたしまして、こうした問題の惹起しないように、少くなるように努力いたしますことを、お誓い申し上げます。

それから第二番目の、簡易生命保険の今回改正をいたしました、いわゆる倍額支拂いを一年間さかのぼる。またその倍額支拂いの病気の種類を日本脳炎も加えたということは、申すまでもなく簡易保険制度は、私の考えでは、

一つの大きな社会保障制度だと思つてあります。従つてこの保険事業の経営によつて、幾分なりとも加入者の負担を軽くして、そうして高額の保険金を支拂つてやるというところに努力することを、一番重大な問題じやないかと考えております。従つてたゞいまの、災害によつて突如死亡したような場合における倍額支拂い制度というものは、この制度の根本精神に合致するばかりでなく、この範囲を、財政の許す範囲内において極力拡張して行くということが、また大きな私どもの任務だと考えております。しかし簡易保険に一つの特例会計的な措置をとられておられますから、無制限にこれを拡張することはできませんが、現在の経理状況、あるいは財政状況におきまして、たゞいま提案をいたしました程度の法案の改廃はしても、たゞちに保険事業に影響はないものと考えまして、いづゆる加入者の利益のために、この法案の提案をいたしたような次第であります。なおこの予算の收支に関するこまかい点は、保険局長から答えることにいたします。

それから第三番の、最高金額を現在の五万円に制限しておつたのは、民間会社と競争した場合において、国家の経営する簡易生命保険というものは、だん／＼衰微して行くのではないかと、こういう御質問であります。それはごもつともでございます。しかしながら簡易生命保険制度というものの持つ任務、すなわち社会保障制度の一環として持つ任務からいたしますれば、できるだけ下層階級の、国民の中の経済的に恵まれない人を、できるだけ多くこの制度に加入してもらつて、

そうして不時の事故に対しまして補助をするということが、この保険制度の目的でありますから、あまり大きくすることはどうかという問題があります。現に第六国会と思つておられますが、従前の保険金額を五万円にする場合におきましても、大蔵当局の方では、民間保険会社を圧迫するから、五万円というのでは実際納得しなかつたのであります。そこで事務局の考えでは、四万円というところで法案を出そうと考えておりましたが、閣議におきまして私と大蔵大臣の折衝で、他の閣僚諸君も私の主張を認めて、ようやく五万円にきまつたような次第であります。もちろんこの五万円がいか、十万円がいか、あるいは十五万円がいかということは、どつちにもいろいろ論議がありますが、民間事業も必ずしもひどく圧迫しない。また簡易保険の独立採算ということも必ずしも害せない範囲では、やはり現在のところでは五万円程度で押えることが至当ではないか、こう考えておられるような次第であります。それからかりに同じ五万円の契約に入り、しかも無審査で入るといふような場合におきましても、私の現在の観念では、一般民間の保険会社に対する国民諸君の信頼と、国営の現在郵政省で扱つておる簡易生命保険に対する信頼心とは、大分違つておるのじやないかというような見地から、もちろん将来はいろいろ考えなければなりませんけれども、現在の段階では、必ずしも少額な保険金額の取得について、民間の民間会社に押されておるといふようなことは考えていないのであります。しかも幸いに郵政省内におきましては、全国各町村にいわ

る郵便局、出先機関を持つておりますので、そういう点からいつても非常に有利な地位を占めておるものと考えておる次第であります。以上のような次第で、今後時勢の大きな変化もありますれば、またこの問題を再検討しなければならぬと思つておるが、現在の情勢ではこの程度で、保険はうま／＼やうに行けるのではないかと。また国民の利便もはかれるのではないかと、こう考えております。

次に日本脳炎の方であります。脳炎の方にしましては、これは流行の程度にもよりますが、いろいろ考えなければならぬのであります。過去の経歴によりまして、これはごくわずかであります。十種伝染病の場合に、全国民の全死亡に対するこの十種伝染病の死亡率が、それから簡易保険におきましては、一・八％で、ちよつと高いのであります。日本脳炎におきましては、全国民の全死亡に対しては、〇・二七で、簡易保険の経歴率は〇・二二でございます。それでは十種伝染病による死亡の支拂い保険金が、簡易保険にどれくらいになつておるかと思つてみますと、二十三年度におきまして五百四十万円であり、これを先ほどの十種伝染病の大体十分の一程度のものとかりに押えますと、この日本脳炎をかりに拡張いたしますることによつてふえまされるのは、五十万円か六十万円と、こう考えられるわけでありまして、これは今までの経歴率によつておよそ算定いたしました数であります。

〇金九政府委員 倍額支拂いによりまして、その支拂いの増加が、どれくらいであるかというお尋ねでございますが、私ども今までも集まりましていろいろな材料を参考にいたしまして、計算いたしたところによりますと、二十五年年度におきまして二千四百五十万円ばかり、この制度によつて支拂いが増加する見込みでございます。それから二十六年度におきましては、五千九百五十万円という数字が出て参つております。これは災害による死亡を、最近の経歴によりまして全死亡の四％程度と押えてある結果による数字であります。この財源をどうするかというのであります。最近全体の死亡率が非常に減つております。これは全国民の死亡率が減つた結果によりまして、私どもの方の契約者の死亡率も減つておるわけでございますが、そのような関係からいたしまして、死亡保険金の予定に減つております。たゞ郵便貯金の関係におきまして、あえてこの場合郵政監察官の態度行動を云々するものではございませぬが、たゞ／＼特別調達庁の職員が不正を働いたということに対して、横浜地方検察庁が発動いたしました、それ

〇白井委員 簡易生命保険の点につきましては、今まで大臣及び局長からる御説明がございましたので、了承いたします。ただ郵便貯金の関係におきまして、あえてこの場合郵政監察官の態度行動を云々するものではございませぬが、たゞ／＼特別調達庁の職員が不正を働いたということに対して、横浜地方検察庁が発動いたしました、それ

にからんで横浜郵便局の貯金課外務員の職行がここに暴露されて来たという点につきまして、私はこの意義ある監察制度に対して、遺憾の意を表する次第でございます。今後十分御監督願ひまして、しかもこの事件が一朝一夕に過ぎ上つたものでなくして、相当の日数を要しておるといふ内容と対照いたしまして、特に今後における監督の適正ならんことをお願いいたします、私の質問を打ち切ります。

○石原委員長 この際私からもちよつとお尋ねしたいと思ひますが、最近預金部の資金の運用の問題にからみまして、郵政省の業務の中の、郵便貯金業務並びに保険年金業務を一括いたしました、これを公共企業体を持つて行きたい。こういうかなり強い空気が一部にあることを私存じておるのであります。が、こういうような考え方に對して、郵政省の政府当局はどういうふうにお考えになつてゐるか。もしそういうような事態ができたといひますならば、その後の郵政事業にいられてゐる特別会計が円滑に運営できるかどうか。こういう面について郵政大臣の御所見をちよつと聞いておきたいと存じます。

○小澤國務大臣 この貯金事業のいわゆる公共企業体移行という問題については、格別な詳細な研究はまだいたしておりません。ただ私の現在の立場において考慮されることは、少くとも敗戦後の今日は、できるだけ国家の直接経営というものをいゆる公共企業体、もしくは民間事業に適切なものは民間事業に移して、そうして歳出面を極力節約いたしまして、国民諸君の負担の軽減をはかつた、いわゆるこじん

まりとした国家が、われわれの理想とする平和国家ではないかと考えておるのであります。従ひまして政府の常にとつておる態度は、いわゆる行政の簡素化、経費の節約という面に非常な努力を注いでおります。従つて今後大きく検討するべき一般行政機構の簡素化とからみ合せまして、また残された郵政省の事業等も検討いたしました。このことが国家総合的な行政の運営上、適當であるというふうな結論が出た場合においては、必ずしも公共企業体になることに反對するものではありませんが、ただ、今單に郵政省から貯金事業というものを切り離して、公共企業体にするという問題については、ただちに賛意を表することはできないのであります。が、なおそういう問題については、極力私の方でも検討してみたいと考えております。

○石原委員長 実はこういうこともぜひ御研究願ひたいと思ふのですが、預金部の資金といふものは申すまでもなく郵政省の保険と、貯金業務によつて集められたきわめて零細な国民の資金であります。この資金の運用は、あげて大蔵省にまかされてゐるような事態ではあります。が、私はあつてこの責任は当然郵政省にあると、かように考へております。そういうことになりまして、当然郵政当局といひましては、この資金の運用については十二分の考慮を拂われると同時に、国民に對して最も有利な運用ができるよう、責任をもつて善処するべきものだ、私はかように考へております。考へてみますと、都会地においても相當の階級の人たちの預金あるいは財産といふものは、相當有利にこれが運用されてお

りますから、その財力はますます強つて強化して行く一方でありまして、こういう貯金のお金みたいなものが、非常に安い金利で、しかもこれが国家の大きな目的の犠牲という言葉は必ずしも當らないかもしれませんが、そういう方面に使われるといふことは、私はきわめて不合理だと考へておるわけでありまして、でありますから、私はこの資金の運用という問題については、もつと郵政当局が積極的に動いてもらはないと、この前みたいに預金部の資金を運用するについて、運用委員会があるにかかわらず、事實はこの運用委員会などというものは、まづたく事後承諾の機関になつてゐるのではないかと、いふような感もいたされますので、少くとも大蔵省に對する郵政省の立場、また同時にこういうような預金者に對する郵政省の義務責任という面については、一段の考慮と努力をいたしてもらいたいと思ひますが、こういう面に對しても政府の所見を一応承つておきたいと存じます。

○小澤國務大臣 今委員長のお話は、大体預金部、特別会計全般を含めてのお話のように聞えました。これは二つにわけて考へることが適當ではないかと思ふのであります。というのは、簡易保険の積立金の運用と、貯金の運用といふものは、別個に考へなければならぬのではないかと考へております。というのは、先ほども申し上げました通り、簡易生命保険は一つの社会保障制度でありまして、この制度の持つ特性をいたしまして、当然国民からはできるだけ低額の加入金、すなわち掛金によつて、できるだけ多い保険金を拂つてやるといふことが大きな使命

なのでありますから、従つてこの保険の積立金の運用は、今委員長がお話のように、極力高率に運用いたしまして、そうしてその得た利益で、ほんとの最小限度の実費を引いて、余つたものは加入者に返してやるといふようなところまで進むことが、保険の積立金の運用に関する根本であると考えておるのであります。従つて現在のうちにこの積立金の運用が大蔵省でやられておつて、しかも思ふ存分の利潤を獲得することができないといふことは、この制度の根本に對して矛盾したやり方であるばかりでなく、これによつて加入者の利益が増進されてゐないといふことは、はつきりしておるのであると思ふのであります。従つて私もはこの保険の積立金の運用に關しましては、郵政省設置法の規定の趣旨もあつて、極力その運用を郵政省へもどし、そうして今委員長が話されたような運用方法に進むことが、適切だと考へております。

一方預金部の大部分を占めます貯金の、いわゆる預金部の運用であります。これは考へ方がいろいろあると思ひます。この零細な資本を集めて、そうしてできるだけ高金利に国民に拂つてやるといふことがいいのか、それともこれが運用については、国家の資金運用に關する唯一の高金額を持つ預金部資金でありますので、適當な場合に適當な施設を施すには、實際問題にいたしましては、政府はこの預金部の貯金の積立金以外にはないのであります。これはやはり現在の段階では資金統制の一元化、あるいは財政政策ともならみ合した運用が必要でありまして、必ずしもこれは郵政省に持つ

て来なくてもよろしいのではないかと。換言すれば、普通経済界で認められるところの金利を保障しさえすれば、たまたま預金の運用で損をいたしまして、これは国民の福祉の増進のために損をするのでありますから、一般會計の方からこれを補填して行けばよろしいのではないかと。こういうふうな考へておりますが、しかしこの一般銀行への預金者と、政府の機關である郵便貯金を利用する者との間に、差異があつてはよろしくないと思ひます。すなわち金利等において差異があることはよろしくないと思ひますが、郵政省としては大体そのときの経済情勢に応じて、また一般商業銀行等の金利等を比較しながら、全部は一致いたしておりませんけれども、総合的にはバランスのとれるような預金の率を定めておるような次第であります。これをかりに今委員長が言われるように、高度に利潤をもうけるような積立金の運用をいたして、そうして利益があつたといふことを仮定いたしました。もし郵便貯金の利息を市中銀行より何倍も高くするといふことになりましたら、市中銀行の方へ預ける人がなくなつて、全部資金がこつちに入つてしまふといふ場合もあつて、要するに金利といふものはどこに標準を置くべきかという、その時の場合における考へ方に基いて、金利といふものはきまつて行くものと思ひますので、そうした意味において、そのきまつた金額を保障し得れば、かりに運用の方では損しても、その損失がむだな損失ではなくて、むしろ国民諸君の先ほども申した通り、福祉の増進のために使われておるならば、一般會計より補填する

ことは何ら不思議ではないのではない。ただ貯金事業を扱うために膨大な経費がかかっている、節約すればできるのに、その経費のためにたくさん金を使っている、しかも貯金会計を危うくすること、厳に慎まなければならないこととでありまして、この点については私どもは委員長と同感で、極力事務費その他の費用を節約いたしまして、国家の利益を増進したいと考えております。

○石原委員長 保険の問題に関する限りは、大臣とまったく同意見であります。実は貯金の事情に対してお尋ねしましたのは、今日普通の市中銀行、市中金融機関の金利よりも、郵政省の金利の方が安いという事実に基づいて、私は御質問を申し上げておるわけでありまして。しかもこの郵便局を利用しておる人は、非常に零細な人々である。そしてこの安いという原因は、この資金が国家目的のために使われている、これが安い原因になつております。さういふ点と、国家目的のために零細な国民が犠牲を拂つて、もつと力のある人たちはちつともその面に協力してない。こういうような結論が現れて参りますので、少くとも郵便貯金の利息も、一般市中金融機関と同等の利息に引上げられれば、この問題には全然文句はないわけでありまして、事実上安いのではあります。でありますからこの面に対して、政府は当然善処するべきだと思ふのであります。この点いかがですか。

○小澤國務大臣 委員長の言われる通り、預金の種類によつては、市中銀行より高いものもあるし安いものもあります。ひつくるめて大体市中銀行と同じような中で行つておるといふ意味であります。委員長の言われるのは、ある特殊な問題をこらんになつて安いと言われているのだが、しかし他の部分は高いものもありまして、平均すると大体同じであります。とにかく金利の決定は郵政省だけでいたしておりました。大蔵省、安本、いわゆる金利政策の線に沿つてやっておりますから、零細な貯金を集めたものには金利が安く、一般市中銀行は高いという具体的場合もあるいはあるかもしれません。が、少くとも現在の日本経済において、金利はこうあるべきだ、あるいはかくあらねばならないという方針に従つてやっております。従つてかりにこれを郵政省に移したからというて、金利の面は無制限に利益があるから、金利を高くするということはおそらくできないことではないかと思ひます。ましてはいいけないことだと考えております。

分、あと二年以上、三年以上、こういうふうな利率が増進して行くといふふうになつておりますが、銀行にもよります。けれども、銀行では初めから一年間で三分五厘といつたようなことになつておりました。多少銀行預金の方が総体において郵便貯金よりもよるしい、こういうことになつております。

○石原委員長 私はその意見にはちよつと承服しかねます。銀行の当座預金は御承知の通り、自分のお札を持つていけるような、小切手を発行する預金であります。これは当然利息がつかないわけでありまして。しかし郵便局の預金というものは、事実上基いて考えてもらわなければならないのですが、もちろんその預金はいつても拂い下げることにについては約束しておりました。しかしその事実とはほとんど預金の方が多く、拂い出すのがずつと減つていく。これは累積された蓄積預金と言つても私は過言でないと思ひます。ですから郵便局の貯金の利息と当座預金の利息を、同等に見られるのはどうかと思ひます。特に銀行の当座預金というのは、一つの商業取引の手段としてやつていけるものでありまして、預金の性質が全然違ふといふことも当局はお認めになつておられると思いますが、その点いかがでありますか。

○齋藤説明員 大体郵便貯金の大宗を占めております普通貯金が、銀行の当座預金と見合つておるのであります。が、郵便貯金におきましては、現在二分七厘六毛の利率でございます。それからこれに見合います銀行当座預金の利率は、ほとんど無利息に近いごく低いものであります。ただ郵便貯金におきまして、普通銀行貯金に比べて低いものは定額貯金でありまして、これは郵便貯金の全体の約二割程度が、現在郵便定額貯金といふことに相なつております。この利率は経過年数に依るごとに高くなるという仕組みになつておりました。最高三分五厘、但し一番最低は、一年以下の場合に二分九厘、一年を越えて二年以下の場合に三分

預金に似ているという点は、まさにお説の通りだろうと思ひます。

○石原委員長 いずれにしてもこの問題は、きわめて零細者の預金であるといふことをぜひお考えください。まして、さらに一段と御研究ください。こういう零細者の資金が十分に保護されるように、格段の御研究をお願いしたいと思います。

もう一点お尋ねしておきたいと思ひます。地方の資金が特に郵政事業を通じて中央に吸収されて、これが預金部資金の大部分になつていくのです。が、そのために特に地方の農村、漁村では、資金が非常に逼迫したてております。それがためにちよつとした事業をいたすために、わざわざ東京まで出て、しかもそういう資金が得られない。こういうことと、地方は窮乏して来るのですが、特に最近では農業の恐慌とか、あるいは漁業の不振とかいふようなことが一部にもいわれております。またこれはわれわれとして、も相當考えなければならぬ問題だと思つております。こういうときにあたりまして、農民にも漁民にもある程度の資金が還元されるならば、相当経済の上に大きな影響があると考へられるのであります。が、地方資金を吸収されて、中央に運ばれる役割を果していらつしやる郵政省当局として、地方にもう一ぺん資金を有効に還元するといふ問題について、何か御研究あるいは御関心を持つておられないものであるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 簡易保険の積立金の運用については、郵政省にその運用を復帰することによつて、今委員長のお

話の地方の資金を地方に還元することが、完全に実行されると思ふのであります。しかしこの郵便貯金の積立金の問題については、直接にはかなり困難な問題であります。が、現実の面では相当還元されて行くと思ふのであります。たとえば農林中央金庫とか、あるいは中小企業家の商工中央金庫というものに、今度証券を発行する権能を認めまして、その証券を預金部で引受けたといふことは、結論においてはやはりこれが協同組合なり、あるいはその他の団体を結成して、直接地方に還元されて行く、昨年の暮、百億円を預金部から出しましたが、これは一般市中銀行を通じてではありませんが、当然これもまた地方に還元されております。ただ具体的にどの町村にどうという問題は実行されておるまいが、結論において、今までの制度でも地方から集まつた資金が、適当な機関を経て地方に還元されておるが、その歩合の問題が、そのときによつて必ずしも適正化されておるかどうかといふことは、困難な問題であります。が、要は郵政省で特に考へるべき立場に現在なつておることで、政府全般としてそうした考へのもとに、地方の資金は地方に還元するといふ建前に立つて、預金部の資金を運用することによつて、今のお話のような目的を達成したいと考えております。

○石原委員長 大臣の御答弁でよく承知いたしました。そこで私は特別にお願いいたしておきたいと思ひますが、預金部資金の運用については、たしか運用委員会があつて、郵政省からも委員が出ておられると考へるのであります。しかしながらはなはだ遺憾なこと

話の地方の資金を地方に還元すること

であります。この運用委員会の運用が、実は有名無実の形になつてゐるのではないかと、ことをおそれるわけでありまして、委員会のほんとうの根拠は郵政省にありますので、少くとも郵政省の発言は相当保留されなければならぬ。かように考えますが、今後委員会の開催にあつては、特に郵政省では強く郵政省の立場を露言いたしてもらいたい。実は私先般この問題については、大蔵省にも申し上げておいたのであります。非常に重大な預金部資金の運用を再開するという時期に至つても、新聞紙で発表されるまで、郵政省にはその旨は通じていないという事実もございましたので、今後はこの面に対しても、郵政省側がむしろ積極的に大蔵省を駆使するくらいの活動を希望してやまない次第であります。

もう一つ、この際お尋ねしておきたいと思ひますが、さつき白井委員からも質問がありました通り、郵政省の貯金業務は、特に事故が多いようであります。私は取扱ひ事務はどういう内容になつてゐるか、よく存じないのでありますけれども、少くともこれは多大な事業であります。がゆえに、外部にまだ現れない、潜在したそういうような犯罪が相当あるのではないかと、しかもこの犯罪は永久にこれを掃蕩する方法がないだけに、われわれは十二分に監督の必要があるのではないかと、思ふのですが、実は私もそうでありまして、委員の諸君の多くも、この実際の取扱ひの内容がはつきりわからないのじやないかと思ひます。そこで、郵便局に貯金が預け入れられて、それが貯金局に記帳され、また郵便局から拂下げがあつて、貯金局から拂出される

手続に至るまでの経過といひますか、それをひとつここで御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤説明員 郵便貯金は、窓口であります郵便局で受入れまして、それに対して必ず証憑書を作成いたします。かたわら、預金者の預金通帳にその金額その他の事項を記入して、通帳はただちに預金者に還付いたします。あとその証憑書はただちにその日ごとにより計算をいたします。次に郵便局管下には各調査局というものが大体一県に一局くらい設けてございまして、これに証憑書を送付いたします。ここにおいては、さらに郵便局の取扱ひに過誤があつたかなつかつたかというところを見つめて、全部証憑書を精査いたします。そして、それをこの地域を管轄してゐる貯金局に送付するのであります。それを受けました貯金局においては、さらにこれを全国二十八の原簿所管庁である貯金局別に、自分の局において登記するものと、よその局において登記するものとに振りわけまして、他の局に所属するものはそれらの局に相互に送る。これを交渉計算と申しておりましたが、原簿を所管しておる各貯金局は、該当の証憑書を受けまして、さらにこれを原簿別、記番号別、あるいは番号別に全部整理し、計算を固めて、ここで初めて貯金原簿の相殺をいたしまして、さらに証憑書の登記の間違い等が起きないかどうか、いろいろの計算を試みまして、縦からも横からも、きつちり一銭一厘も該当の貯金原簿に間違いのないように登記する。こういう計算の仕組になつております。

○石原委員長 よくわかりました。ほかに御質疑がありませんか。

○大和田委員 社会保障制度の確立は、民生の安定の根幹でありまして、その一環としての簡易保険の倍額支拂いは、いいことだと思ひます。多少性質は違ひ、ことに一方は死亡してかたより、一方は生きてゐるうちにそののであります。郵便年金に至りましては、二十五年あるいは三十年前の物価指数と現実を比較してみると、そこに非常に相違があつて、納付の行かないものがあつて、加入者といつても、文書あるいは口頭でしばしば、よくましくいわれるところでありまして、これらの措置につきましては、もちろん具体的には簡易保険の倍額支拂いといふことをするには、現段階におきましては、実に容易でないものがあると思ひます。従ひましてこれらにどうするか、きまつておるかというのが、第一点であります。

さらに郵便年金であります。最近の経済事情によりまして、従来の六千円を三千円にする、半額にするといふことのようにありますが、半額にするのは、何らかの根拠があるのかどうか。あるいはどういふ考え方で半額にするかといふことが、第二点でございまして、この二点についてお尋ねをいたします。

○金丸政府委員 年金の支拂い額が、最近の貨幣価値の変動によつて、感じの上から申しまして、実際の上から申しまして、非常におかしなもので

あるから、何とか弁償すべきではないかという御意見のように承ります。そういうような要求は、契約者側からも直接受け付けておるのであります。が、ここにあらためて御説明申し上げるまでもなく、年金契約におきましては、一時なり、分割拂いなり、受取りました金は、ただちにこれを国債なり地方債なり、有利にして安全確実なものにこれを投資してございまして、そしてそれによつて生ずるところの利子によつて、契約通りの年金をお支拂いするといふことになつておるのでござい

ます。この国債、あるいは地方債、その他投資してありますものが、最近の経済情勢からいたしまして、たいへんおかしな状況になつております。従ひまして投資した額面はそのままといふようなことから、支拂いたくてもその財源に苦むような状況であるのであります。これを何らかの別な財源を求めまして、たとへて申しますれば、税金なり何なりによつてまかなへるという方法が、特別に講じられれば別でございまして、事業の中で経理いたしましたことは、ただいま申し上げましたようなことで、いかにもいたし方がないこととでございまして、契約者側にとつてはお気の毒とは存じておるのであります。が、ただいまのところ、いかんとも承りたいと思ひます。

それから次の三千円に引下げるのは、いかなる理由であるかというお尋ねであります。最近経済界が落ちついて来まして、金の値打ちが出て参りました。一面においてはなかなか金詰りの事情から、入りにくいような形勢も見えております。六千円ならば入り

かねるが、三千円程度のものではあれば入るといふ希望の者もたくさん出て参りまして、これらの要望にこたへるために、最低額の方を引下げた次第であります。

○石原委員長 本日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時三十分散会